

令和6年3月12日

通関業者の皆様へ

横浜税関業務部 首席通関業監督官

通関業営業報告書等の提出について

平素から通関業務の適正・迅速な運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通関業法第22条第3項に基づき、例年ご提出いただいております「通関業営業報告書等」につきまして、令和5年度分を別紙提出要領によりご提出いただきますようお願い致します。

ご提出に際し、複数の税関管内に営業所を設置している場合は、主たる営業所の所在地を管轄する税関のみにご提出願います。

なお、提出手段につきましては、**NACCS 汎用申請**を積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。

通関業営業報告書等の提出要領

(1) 提出物

- イ. 通関業営業報告書（税関様式 B 第 1190 号） 1 通（控えが必要な場合は 2 通）
- ロ. 貸借対照表 1 通 ※
- ハ. 損益計算書 1 通 ※
- ニ. 株主資本等変動計算書 1 通 ※
（繰越利益剰余金が記載されているもの）
- ホ. 会社組織図（最新のもの） 1 通

※「決算報告書」（株主総会等に利用するもの）が、上記ロからニの内容を記載している場合、ロからニの提出に代え当該「決算報告書」1 通を提出いただいても結構です。

また、連結決算を行っている場合は、連結決算報告書も併せて提出して下さい。

(2) 留意事項

- イ 別添「通関業営業報告書記載要領」の注意点（赤字部分）を参照のうえ、各様式を作成し提出して下さい。
- ロ 営業報告書様式（B-1190）のblankフォーム（Word 形式）が税関ホームページに掲載されておりますのでご利用下さい。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(3) 提出方法

次のいずれかの方法をお選び下さい。

- イ N A C C S 汎用申請（業務コード：H Y S）
申請先税関官署：
申請先部門：（blank）
申請手続種別： 件数・料金その他通関業務関連事項報告（B1190）
 - ロ 郵送（宛先を「横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行」と明記してください。後記（6）の送付票をご利用下さい。）なお、控えが必要な場合は 2 部送付いただき、「控」返送用の書留等追跡可能な封筒（返送分の切手貼付）を同封して下さい。
 - ハ 横浜税関業務部首席通関業監督官の窓口（本関 4 階）に持参
- ★できるだけ N A C C S 汎用申請をご利用いただきますようお願いいたします。

(4) 提出期限

令和6年6月30日必着

提出期限にかかわらず早期の提出にご理解とご協力をお願い致します。

やむを得ず提出期限を過ぎて提出する事情がある場合には、提出期限前にご連絡をお願い致します。

株主総会の開催日程の都合等で、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が後日になる場合には、通関業営業報告書を提出する際に、その旨お申し出下さい。

(5) 連絡先（お問い合わせ先）

横浜税関 業務部首席通関業監督官

電話番号 045-212-6051

(6) 送付票

郵送される場合の送付票としてご利用下さい。

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行